

# 慶長使節船サン・ファン・パウティスタ肖像等の使用基準要領

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

## (趣旨)

第1 この要領は、公益財団法人慶長遣欧使節船協会（以下「協会」という。）が、地方自治法第244条の2第3項の規定により、宮城県から指定管理を受けた慶長使節船サン・ファン・パウティスタ（以下「使節船」という。）の写真や絵などの肖像及び名称等（以下「肖像等」という。）使用について、著作権法第63条の規定に基づき、慶長使節船サン・ファン・パウティスタ肖像等の使用基準要領（以下「要領」という。）を定め、もって石巻広域圏の文化の振興及び産業、観光等の発展に寄与することを目的とする。

## (使用申請)

第2 肖像等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に使用承認申請書（様式第1号）を協会に提出し承認を受けなければならない。

2 申請は、原則として一物件毎に行うものとする。なお、肖像等を使用する商品及び企画等が同一コンセプトの場合、申請者毎に一括して申請できるものとする。

3 申請書の添付書類は次に掲げるもののほか、協会が指示したものとする。

### (1) 事業の企画書（別紙様式参照）

- ① 商品等の場合 小売価格、販売数量、販売計画等
- ② 広告等の場合 広告媒体、広告費用等
- ③ チラシ・パンフ等の場合 製作費用、製作数量、配布計画等

### (2) 商品等の見本

### (3) 広告原稿

### (4) 企業等の経歴書

## (使用承認・変更等)

第3 協会は、申請内容が適正であると認めるときは、サン・ファン・パウティスタ肖像等の使用承認書兼請求書（様式第2号）を発行する、ただし、第8の規定に基づき使用料の全額を免除する場合は、サン・ファン・パウティスタ肖像等の使用承認書（様式第3号）を発行する。

2 承認期間は1年以内とし、承認期間終了と同時に権利は消滅する。ただし、第8の規定に基づき使用料の全額を免除された使用についてはこの限りではない。

3 申請者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合は、事前に使用変更申請書（様式第4号）を協会に提出し、承認（様式第5号）を受けなければならない。

4 協会は申請者が次の各号の一に該当するときは、その使用を承認しないものとする。

- (1) 使節船復元の趣旨に反するおそれがあるとき。
- (2) 協会運営に支障があると認められるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用しようとするとき。
- (5) 特定の個人等の売名に利用しようとするとき。

- (6) 肖像等を正しい利用方法に従って使用しないものと認められるとき。
- (7) 肖像等の使用結果について確認できないとき。
- (8) その他、代表理事が肖像等の使用について適当でないと判断したとき。

(使用者の遵守事項)

第4 肖像等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転売しないこと。
- (2) 肖像等のうちマークを使用する場合は、現状を変更しないこと。
- (3) 使用目的以外に使用しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協会が指示すること。

(使用方法)

第5 使用者は、承認を受けた肖像などを使用するときは、承認物件毎に協会が指定するクレジットを入れなければならない。

(使用承認の取消等)

第6 協会は、使用者がこの要領の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用物件の回収を求めることができる。

2 前項の規定に基づく処分により使用者に損害が生じた場合においても、協会は、これに対し損害賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7 協会は、使用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

2 使用料は、前払いとし使用承認後速やかに口座振込若しくは現金で納入しなければならない。

(使用料の減免)

第8 協会は、肖像等の使用が、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 教育目的に使用するとき。
- (2) 企業等が社内報等営利を目的としない印刷物等に使用するとき。
- (3) 石巻広域圏二市一町の企業等が、広域圏の地場産品のPR若しくは地域観光事業の振興を目的として使用し、使節船等のPRに寄与すると認められるとき。
- (4) その他、特別の事由があると認めるとき。

(委任)

第9 この要領に定めるもののほか、使節船の肖像等の使用に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

この要領は、平成 5 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、公益財団法人慶長遣欧使節船協会の設立登記のあった日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 平成 5 年 10 月 9 日施行の財団法人慶長遣欧使節船協会慶長使節船「サン・ファン・パウティスタ」の肖像等の使用基準要領は廃止する。

附 則

この要領の一部変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領の一部変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 別 表

区分	使用料の額
1 商品に使用する場合	小売価格総額（予定も含む）の5%以内
2 企業等が自己の宣伝, 利益等のためにテレビCM、パンフレット、チラシ、景品等に使用する 場合	制作費総額（予定も含む）の2%以内
3 商業広告に使用する場合	
(1) 新聞広告	1回 5,000 円
(2) テレビCM（静止パターン使用のみ）	1パターン 5,000 円
(3) ポスター	1枚 50 円
(4) その他	上記に準ずる
4 デパート、商店街等が「肖像等」を利用した 売出し等を行う際に使用する場合	1 企画毎 5,000 円